

公募公告

令和8年度台湾における観光営業代行等業務委託の企画提案を公募するので、次のとおり公示する。

令和8年4月10日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務の名称 令和8年度台湾における観光営業代行等業務委託
- (2) 公告業務の内容 令和8年度台湾における観光営業代行等業務委託
公募型プロポーザル募集要領のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月24日(水)
- (4) 県負担限度額 10,628,000円(消費税等諸税を含む)

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 台湾に活動拠点がある法人であること。
- (2) 日本語での企画提案書の提出および契約締結が可能であること。また、仕様書で定める営業地域において、現地の言語により交渉および文書の作成を行えること。
- (3) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員及び資金等の経営基盤を有すること。
- (4) 当該業務に精通し、類似の業務実績を有すること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または、暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

3 募集要領の交付

募集要領については、次のとおり交付する。

交付期間	令和8年4月10日（金）から令和8年4月23日（木）まで 土日祝日を除く午前9時から午後5時の間
交付場所	福井県交流文化部インバウンド交流課 なお、インバウンド交流課のホームページからダウンロードすることができる。
交付資料	令和8年度台湾における観光営業代行等業務委託 公募型プロポーザル募集要領

4 本業務の質問に関する事項

本業務の質問および回答の期限は次のとおりとする。

- (1) 質問 令和8年4月16日（木）15時までに、質問票（様式3）により、電子メールで提出する。
- (2) 回答 令和8年4月17日（金）までに、応募者全員に電子メールにより回答する。
なお、質問が多数ある場合等、別途電子メールで新たな回答期限を通知することがある。

5 資格の確認に関する事項

- (1) 企画提案に参加する者は、次により参加申請書を提出すること。これにより参加資格要件を審査する。
- (2) 提出期限 令和8年4月23日（木）15：00必着
- (3) 提出書類 募集要領を参照すること。
- (4) 提出方法 募集要領を参照すること。
- (5) 提出先 「9 問い合わせ先」に同じ。
- (6) 参加資格審査結果 令和8年4月27日（月）までに通知する。

6 企画提案書の提出

- (1) 上記5（6）で参加資格を認定された者は、次により企画提案書を提出すること。
- (2) 提出期限 令和8年5月 7日（木）15：00必着

- (3) 提出書類 募集要領を参照すること。
- (4) 提出方法 募集要領を参照すること。
- (5) 提出先 「9 問い合わせ先」に同じ。

7 審査方法等

- (1) 県は審査会を設け、提出のあった企画提案書の内容を審査し、優先交渉権者を選定する。
- (2) 審査会はオンラインでの実施とし、参加資格を有する各事業者からプレゼンテーションを受け、評価を総合して優先交渉権者を選定する。
- (3) 審査はあらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書の内容を総合的に審査する。
- (4) 審査にあたり、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。
- (6) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがある。

- ア 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合
- イ 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合
- ウ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

8 その他

この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関する詳細は、募集要領の定めによる。

9 問い合わせ先

〒910-0005

福井県福井市大手2丁目4-13 大手合同事務所2階

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 木下

電話: [0776-20-0699](tel:0776-20-0699)

電子メール: inbound@pref.fukui.lg.jp

10 様式等の掲載

福井県ホームページ

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kokusai/taiwandaikou2026.html>)

からダウンロードすることができる。